監督命令

平成２５年（再）第１号
長野県飯山市大字豊田6356番地ニ
再生債務者　戸狩観光株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　長野市県町466―８　中嶌法律事務所　弁護士　中嶌　知文
平成25年８月７日　　長野地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第２号
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目13番39号
再生債務者　株式会社友好産業
１　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月６日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年10月15日から平成25年10月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成２５年（再）第３号
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目13番39号
再生債務者　濵﨑すみ子
１　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月６日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年10月15日から平成25年10月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第１０号
愛知県江南市草井町宮東269番地
再生債務者　林本建設株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　普通株式70万株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金3500万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　500株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定確定の日から一ケ月
平成25年８月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

変更再生計画認可

平成２０年（再）第６号
群馬県渋川市伊香保町伊香保106番地
再生債務者　株式会社轟ホテル
１　主文　本件変更再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月５日の債権者集会で可決した変更再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年８月６日　　前橋地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第８９号
千葉市稲毛区稲毛東１丁目２番１号　レジデンシャルコート稲毛Ｂ―422号
再生債務者　鈴木　賢一
１　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月26日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月９日から平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第４９号
埼玉県所沢市和ケ原３丁目316番地の10
再生債務者　井町恵里子
１　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月27日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月10日から平成25年９月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第５０号
埼玉県所沢市和ケ原３丁目316番地の10
再生債務者　井町　光宏
１　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月27日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月10日から平成25年９月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第５２号
埼玉県所沢市緑町１丁目16番９―701号
再生債務者　米倉　俊之
１　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月27日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月10日から平成25年９月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第９５号
千葉市緑区おゆみ野中央３丁目１番地36
再生債務者　笠原　敦夫（旧姓岡）
１　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月27日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月10日から平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第７１号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町３丁目25番11号レオパレス鳩ヶ谷本町107号
再生債務者　平田　秀樹
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月11日から平成25年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第５６号
埼玉県入間市春日町２丁目14番11―104号
再生債務者　中島　貴広
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月11日から平成25年９月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１０８号
名古屋市港区宝神２丁目2206番地の２
再生債務者　太田　仁志
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月４日から平成25年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１８４号
札幌市北区南あいの里４丁目７番10号
再生債務者　太田　　学
１　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月29日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月12日から平成25年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第４号
北海道赤平市茂尻中央町北２丁目１番地
再生債務者　向井由美子（旧姓橋辺）
１　決定年月日時　平成25年８月８日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月29日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月12日から平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２５年（再イ）第２０号
秋田市仁井田緑町３番10号　県公舎303号
再生債務者　新山　信征
１　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月29日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月12日から平成25年９月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部